

社会福祉法人

金ヶ崎町社会福祉協議会会長 様

住 所

保護者氏名

印

**金ヶ崎・三ヶ尻・北部・西・永岡 学童保育所利用料の減免申請書**  
 ※該当する箇所には○をして下さい。

学童保育所利用料の減免を受けたいので、社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会学童保育所運営規程第 11 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

減免区分 (いずれかに○印)	1 生活保護世帯			
	2 ひとり親世帯			
	3 2人以上の児童が利用する世帯			
証明する書類 (上記1又は2の場合)	1 生活保護受給証明書の写し 2 児童扶養手当証書写し又は、児童扶養手当認定通知書の写し			
学童入所希望児童 (全員記入)	児童氏名	学年	減免前利用料(月額)	減免割合
	ふりがな			割
	ふりがな			割
	ふりがな			割
	ふりがな			割
	ふりがな			割
減免額(月額)	生保世帯 ・ ひとり親世帯 ・ 2人以上利用児童			
	<計算>			
	生保	円×10割(全員)	=	円
	ひとり親	円×5割(1人目)	=	円
		円×5割(2人目)	=	円
		円×5割(3人目)	=	円
	2人以上	1人目	円(児童名 )	
	2人目	円×5割=	円	
	3人目	円×5割=	円	
<b>合計減免額(月額)</b>				<b>円</b>

※太枠内は記入しないでください。

# 学童保育所利用料と減免措置についてのお知らせ

金ヶ崎町社会福祉協議会では、子育て支援を目的として町内の学童保育所の利用料に減免措置を設けております。

## 1 減免対象者

- (1) 生活保護世帯
- (2) ひとり親世帯
- (3) 2人以上の児童が利用する世帯

## 2 減免区分と内容

区 分	減免内容
生活保護世帯	児童の人数にかかわらず、利用料を全額減免
ひとり親世帯	利用児童の人数にかかわらず、利用料を5割減免
2人以上の児童が利用する世帯 (ひとり親世帯除く)	一番低い利用料の1人分を除く2人目以降のすべての児童の利用料を5割減免

(注) 2人以上の児童が利用する世帯において、一番低い利用料に該当する児童が2人以上いる場合は、当該児童のうち、いずれか1人の利用料を一番低い利用料とみなします。

(注) ひとり親世帯の認定は最新の児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当認定通知書の写しによる。なお、所得制限など町から指定が停止されている場合は減免の対象となりません。

## 3 利用料

区 分	利用料
1年生、2年生	6,800 (月額)
3年生、4年生	5,800 (月額)
5年生、6年生	4,600 (月額)

## 4 申請

減免措置を受けるためには、減免区分に基づきあらかじめ申請してください。(事後不可)  
なお、減免申請内容に異動がある場合は、その都度変更申請してください。(事後不可)

裏面 記入例→

【 記入例 】

記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

社会福祉法人

金ヶ崎町社会福祉協議会会長 様

住 所 金ヶ崎町西根南羽沢 51-3

保護者氏名 金ヶ崎 太郎 印

**金ヶ崎**・三ヶ尻・北部・西・永岡 学童保育所利用料の減免申請書

※該当箇所には○をして下さい。

学童保育所利用料の減免を受けたいので、社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会学童保育所運営規程第 11 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

減免区分 (いずれかに○印)	1 生活保護世帯			
	② ひとり親世帯			
	3 2人以上の児童が利用する世帯			
証明する書類 (上記1又は2の場合)	1 生活保護受給証明書の写し ② 児童扶養手当証書写し又は、児童扶養手当認定通知書の写し			
学童入所希望児童 (全員記入)	児童氏名	学年	減免前利用料 (月額)	減免割合
	ふりがな かねがさき いちろう 金ヶ崎 一郎	1	6,800円	割
	ふりがな			割
	ふりがな			割
減免額 (月額)	生保世帯 ・ ひとり親世帯 ・ 2人以上利用児童 <計算> ・ 生保 円×10割 (全員) = 円 ・ ひとり親 円×5割 (1人目) = 円 円×5割 (2人目) = 円 円×5割 (2人目) = 円 ・ 2人以上 1人目 円 (児童名 ) ┌ 2人目 円×5割 = 円 └ 3人目 円×5割 = 円 合計減免額 (月額) 円			

※太枠内は記入しないでください。